

## 協議会だより

NO.53 (2013.7)

山口県農地・水・環境保全向上対策協議会

## 平成24年度鳥獣害被害額 約5億9,000万円 山口県の対策が効果を発揮！

平成24年度山口県内のイノシシなどの野生動物による被害額は、約5億9,000万円（前年度比13%減）で統計の残る平成6年度以降、最少額であったことが山口県鳥獣被害防止対策協議会において報告された。狩猟の担い手確保が進み獲頭数が増えたことが影響したとみられる。

県農林水産政策課によると、全体の被害額は平成22年度をピークに（約8億100万円）減少傾向にある。平成24年度の被害額を動物別に見ると、最大がイノシシの2億9,000万円（前年度比13%減）で全体の48%を占めた。一方、県西部を中心に生息域が広がっているとみられるシカは前年度より13%増え約9,700万円。次いで、サルが約9,200万円（同40%減）と続いた。イノシシとサルによる被害額は、ともに全体の被害額と同様に2年連続で減少した一方、シカは2年連続で増加。シカ対策が今後の課題となっている。

また、平成24年度の捕獲実績は、イノシシ1万5,772頭（前年度比382頭増）、シカ3,295頭（同589頭）、サル471頭（同190頭増）だった。

平成25年度は、捕獲頭数をイノシシ1万8,000頭、シカ2,900頭を目標に掲げ鳥獣害防止対策に取り組む。

この状況の背景には、県は平成24年度から耕作放棄地に牛を放牧する「山口型放牧」を行うことで、イノシシやサル、シカが農地へ出ることができないようにする実験を続けている。牛が雑草を食べて見晴らしが良くなり、野生動物が警戒心を抱いて山林から出てこなくなるという。

実験は昨年度、県内8か所で実施した。6月～11月に黒毛和種4頭を放牧した山口市阿東地域の放棄地（1.7ヘクタール）では、赤外線センサーカメラ8台で周囲に出現する動物を調査。カメラの設置前後の1か月を比べると、イノシシが10頭減の9頭、サルが17匹減の5匹になり、周辺の農作物への被害はなかった。今年はこの放棄地1か所だけで、規模を3.2ヘクタールに拡大して効果を検証している。

また、県は平成23年度から狩猟免許取得費を補助。同年度は平成22年度より295人多い463人が免許を取得した。平成24年度も205人が取得し、イノシシ、サル、シカの捕獲実績は年々増えている。県は、今後もこうした被害防止策を強化し、年間被害額5億円以下を目指している。



Q. 平成25年度農地・水保全管理支払交付金において、鳥獣害防護柵の更新又は新設を「遊休農地発生防止のための保全管理」の一環として行うことは可能ですか？

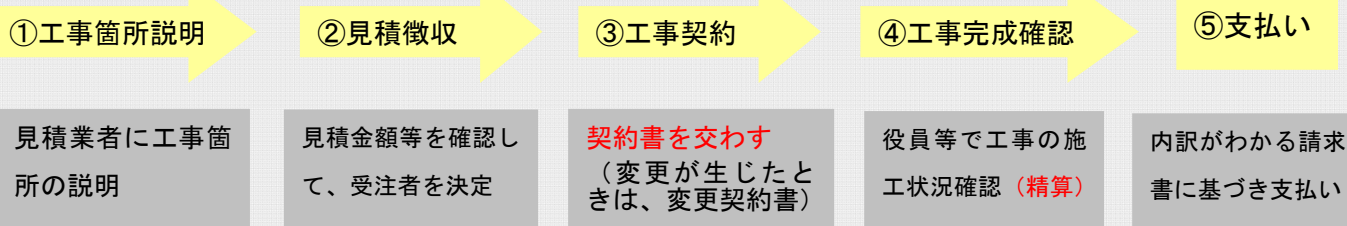
A. 遊休農地発生防止のための保全管理の一環として、鳥獣害防護柵の更新又は新設を行うことが必要と対象組織の構成員で合意された場合は実施可能です。ただし、鳥獣害防護柵を設置した場合であっても、農地の草刈等や害虫駆除を適正に行うなど、耕作可能な状態に農用地を保全管理することは必要です。

なお、鳥獣害防護柵は、農林業等に係る被害を防止するために設置するものであり、更新及び新設に係る費用については、向上活動支援交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象となりません。



## 共同活動で工事を業者へ委託するときの注意事項について！

- 水路、農道等の補修を業者へ委託する場合は、複数者から見積りを取りましょう。
- 委託工事については、請負業者と契約書を交わしましょう。



- ※ 見積金額毎の見積者数等委託については、市町へご確認ください。
- ※ 工事の完成を確認した後に支払いを行ってください。

## 業者に委託した場合の「活動記録」と「金銭出納簿」の書き方について

例・・・水路の更新工事を業者委託した場合（工期11/10～11/25）

(様式第1-7号) 平成25年度 農地・水保全管理支払交付金 共同活動支援 活動記録

組織名:    保全会

活動実施日時	活動参加人数		活動内容				施設又はテーマ	実践活動		備考
	実施月日	実施時間	総参加人数	農業者	農業者以外	活動区分		活動項目	取組	
11月10日～11月25日	-	-	-	-	-	<input type="checkbox"/> 基礎活動 <input type="checkbox"/> 点検・機能診断、 <input type="checkbox"/> 計画策定、 <input type="checkbox"/> 研修 <input type="checkbox"/> 実践活動 <input type="checkbox"/> 農村環境保全活動 <input type="checkbox"/> 計画策定、 <input type="checkbox"/> 啓発・普及、 <input type="checkbox"/> 実践活動	水路	水路の適正管理	水路の更新	〇〇建設に委託

工期を記入  
 活動時間、参加人数等は、- とする。  
 業者委託であることを記入

(様式第1-8号) 平成25年度 農地・水保全管理支払交付金 共同活動支援交付金 金銭出納簿

組織名:    保全会

日付	内容	収入(円)	支出(円)				残高(円)	領収書番号	活動実施日	備考(財産の保管場所)
			日当	購入・リース費	委託費	その他				
12月3日	水路の更新工事〇〇建設請負代金				280,000	280,000	640,000	5	11月10日～11月25日	

領収書の日付

(向上活動支援交付金についても同様)

## 【質問コーナー】

### Q. 活動計画で定めた活動は、毎年必ず実施しなければならないのですか？

A. 原則として、毎年実施してください。ただし、点検・機能診断の結果、実施の必要がないことが確認できたもの（例えば水路の補修などは、その年に壊れた箇所がなければ不要）等については、実施する必要はありません。

### Q. 交付金の返還を求められるのは、どのような場合ですか？

A. 下記に該当する場合には、交付金の全部又は一部を返還することになります。

- ①活動の内容が、都道府県が定める要件を満たさないことが確認された場合
- ②交付金が活動の実施以外の目的に使用されていると認められた場合
- ③交付金の算定対象となる農振農用地が転用、耕作放棄等により減少した場合

